

別表

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 応募団体の要件	第4 補助対象経費の範囲	第5 補助金額	第6 補助率
<p>農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうちGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト</p> <p>1. プロジェクトの管理・運営</p> <p>2. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施</p> <p>(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化</p>	<p>規制の緩やかな輸出先国・地域への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先国・地域を対象に生産から現地販売までの一気通貫したサプライチェーンを確立するため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を推進する以下の1及び2の取組への支援を実施する。</p> <p>1 プロジェクトの管理・運営 補助事業者は、次の事業を行うものとする。 2の(1)及び(2)の事業(以下「プロジェクト」という。)を実施する間接補助事業者の公募選考会の開催、本事業の管理運営、GFP等との連携によるプロジェクトのサポート、プロジェクトの進捗状況に係る意見交換等の企画運営や進捗状況の整理、プロジェクト成果の調査分析、大規模輸出産地モデルの他地域への横展開や海外への発信等を図るための都道府県等との連携体制の構築や成果発表会の実施等</p> <p>2 GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施 補助事業者は、採択された間接補助事業者に対して(1)及び(2)の事業について、その要する経費を補助するものとする。 なお、(1)の事業のみ実施する間接補助事業者は補助対象外とする。</p> <p>(1) 地域の関係者による輸出推進体制の組織化</p>	<p>本事業に応募することができる団体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、又は法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長が特に必要と認める団体(特認団体)のいずれかであって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。</p> <p>2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの)を備えているものであること。</p> <p>3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、そ</p>	<p>人件費、招へい者の活動費、保険費、広報誌、会場装飾費、データベースライセンス費、備品費、賃金等、会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、資料購入費、資機材費、消耗品費、ほ場管理費、情報発信費、研修等参加費、輸送・保管費、旅費、謝金、委託費、役員費、雑役務費、転換等助成費等</p>	<p>上限額は、48,000千円以内</p> <p>上限額は、952,000千円以内</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

<p>(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築</p>	<p>規制の緩やかな輸出先国・地域への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先国・地域を対象に生産から現地販売まで一気通貫したサプライチェーンを確立するため、輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者、コンサル等のプロジェクトのコーディネート、農業者等への技術指導、販路開拓を行う者が参画した輸出推進体制を組織化するとともに、本事業で取り組む品目において輸出支援プラットフォームやGFP等と連携した出口を見据えた商流構築や販路開拓を行う取組、大規模な輸出産地のモデルを構築するための関係者との連絡調整を行う取組。</p> <p>なお、販路開拓を行う場合、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。ただし、販路開拓に要する国庫補助金額は、国庫補助金合計の20%又は2,000万円のいずれか低い額を上限とする。</p> <p>(2) 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築</p> <p>間接補助事業者は、(1)の推進体制の下で下記の取組を実施する。</p> <p>ア 生産体系の転換</p> <p>マーケットインの発想に基づき、規制や大ロット・周年供給等の輸出先国・地域のニーズを踏まえ、</p> <p>①遊休農地等の活用による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト</p>	<p>の利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。</p> <p>4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。</p> <p>5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。</p>			
--	---	---	--	--	--

低減等のための新品種・新技術導入等の取組

②産地リレーや地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保等の取組

③海外でのニーズや付加価値が高い有機農産物等の生産や使用農薬の見直しなど輸出の拡大等の取組

イ 流通体系の転換

コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通システムの構築等、集荷・流通方法の転換の取組

なお、生産体系の転換や流通体系の転換といった輸出産地形成のための転換を実施しない取組は、本事業の支援の対象とならない。